

消防用船舶(消防艇)は、沿岸地域や湖沼を管轄する消防本部が船舶火災や水難事故、沿岸地域で発生した火災、離島における救急搬送等に的確に対応し、国民の身体・生命・財産を確保するために極めて重要な役割を果たすものであり、その活動に支障をきたさないよう、消防用の船舶の動力源に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税を免除する特例措置を延長。

現行制度

- 消防用船舶(消防艇)の動力源に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除
【適用期限: 令和3年4月1日～令和6年3月31日まで】

改正内容

- 適用期限を3年延長(令和6年4月1日から令和9年3月31日まで)

【参考】

- ・ 課税免除については、平成21年度に地方税法本則(恒久措置)から附則へ移行後、3年ごとに特例措置を延長

